

(目的)

第一条 この規程は、水道局庁舎（以下「庁舎」という。）における秩序の維持に關し必要な事項を定め、もつて業務の正常かつ円滑な遂行を確保することを目的とする。

(庁舎)

第二条 この規程で庁舎とは、水道局（以下「局」という。）の事務又は事業の用に供する建物、土地その他の設備で、水道事業管理者（以下「管理者」という。）の管理に属するものをいう。

(庁舎管理の基本原則)

第三条 庁舎の管理に当たっては、事務及び業務の遂行が迅速かつ的確に行われるよう秩序の維持に努めなければならない。

2 庁舎に入ろうとする者（以下「来庁者」という。）は、職員の執務を阻害し、又は他の来庁者に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(職員の協力義務)

第四条 職員は、庁舎の保全と秩序維持について、常に積極的に努め、管理について必要な指示があったときは、その指示を誠実に守らなければならない。

(禁止行為)

第五条 何人も、庁舎内において次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 示威又は騒がしい行為
- 二 面談の強要、乱暴な言動又は他人に迷惑をかける行為
- 三 通行を妨げる行為
- 四 庁舎又は物件をき損し、若しくは庁舎の美観を損ねる行為又は不潔な行為
- 五 爆発又は引火のおそれがある物件の付近で火気を取り扱う行為
- 六 前各号に掲げるもののほか、公務の執行又は庁舎内の秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある行為

2 管理者は、前項各号の規定に違反した者に対しては、直ちに庁舎への出入りを拒否し、又は庁舎からの退去若しくは当該物件の撤去を命ずることができる。この場合において物件の撤去を命ぜられた者が物件を撤去しないときは、管理者は当該物件を撤去することができる。

(許可行為)

第六条 庁舎内において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ許可申請書（別記様式）を管理者に提出し、許可を受けなければならない。ただし、管理者が別に定める行為については、この限りでない。

- 一 物品の販売、宣伝、勧誘その他これらに類する行為
- 二 公用を目的とするもの以外のポスター、看板、懸垂幕その他これらに類する広告物等を掲示し、又は貼付する行為
- 三 局の機関以外の者が主催する会議の開催、集会その他これらに類する行為

四 前各号に掲げるもののほか、管理者が庁舎の管理上許可を要すると認める行為
2 管理者は、前項の許可をする場合において必要な条件を付し、又は指示することができる。

3 管理者は、第一項の許可を受けた者がその許可の内容又は前項の条件に違反したときは、当該許可を取り消し、その行為を中止させ、又は物件の撤去を命ずることができる。
この場合において、物件の撤去を命ぜられた者が当該物件を撤去しないときは、管理者は、当該物件を撤去することができる。

4 第一項の許可を受けて、庁舎を使用する場合において、庁舎を使用する者の不注意又は過失により局に損害を与えたときは、使用許可を受けた者が、その損害額を賠償しなければならぬ。

(集団立入りの制限)

第七条 管理者は、多数の者が庁舎に立ち入ろうとする場合において、公務の執行、庁舎内の秩序の維持又は災害の防止のため必要があると認めるときは、庁舎へ立ち入る者の人数、時間若しくは場所を制限し、又は立入りを禁止する等の必要な措置を講ずることができる。

(盗難等の届出)

第八条 各所属において盗難その他の事故があったときは、当該所属長は直ちにその状況を管理者に届け出なければならない。

(指定場所の出入制限)

第九条 庁舎で管理者の指定する場所には、関係職員以外の者はみだりに出入りしてはならない。

(火災その他の災害の予防及び防止)

第十条 庁舎の内外における火災その他の災害の予防及び防御に関しては、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第八条の規定により防火管理者が定めた消防計画（以下「消防計画」という。）によるものとする。

2 職員は、消防計画に基づき火災その他の災害の予防及び防御に従事しなければならない。

(その他必要な事項)

第十一条 管理者は、この規程の実施に関し必要な事項及び福利厚生施設の使用については別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。

(宇部市上下水道局庁舎管理規程の廃止)

2 宇部市上下水道局庁舎管理規程（平成二十六年上下水道事業管理規程第十八号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行前に宇部市上下水道局庁舎管理規程の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

	課長	副課長	係長	係員	許可番号
--	----	-----	----	----	------

庁 舎 等 使 用 願

年 月 日

宇部市水道事業管理者
水道局長

様

住所
申請者
氏名

場 所	
日 時	年 月 日 () 時 分から 時
目 的	
予 定 人 員	
責 任 者	
そ の 他	